

神戸市指導監査基準【女性自立支援施設】

着 眼 点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。	
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。	
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。	
区 分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。	
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
【B】	改善の報告を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
【A】	指導・助言する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

女性自立支援施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 女性自立支援施設への入所				
(1) 入所の要件	女性自立支援施設長は、正当な理由がある場合のほかは困難な問題を抱える女性の入所を拒んでいないか。	女性支援事業実施要綱 4 (5)④	正当な理由がある場合のほかは困難な問題を抱える女性の入所を拒ばないこと。	C
(2) 入所の手続き	入所は、女性相談支援センター長が行う女性自立支援施設への入所の決定に基づいて行っているか。	女性支援事業実施要綱 4 (5)③	入所は、女性相談支援センター長が行う女性自立支援施設への入所の決定に基づいて行うこと。	C
2 施設長、職員				
(1) 施設長、職員	施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置いているか。 (ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。)	女性自立支援施設最低基準第9条第1項	施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置いていないので是正すること。	C
(2) 専従	職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者であるか。 (ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。)	女性自立支援施設最低基準第9条第2項	職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者ではないので是正すること。	C
3 施設長の資格要件				
施設長の資格	施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものであるか。	女性自立支援施設最低基準第10条	施設長は、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者ではないので、交代させること。	C
	一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事したものであること。		施設長は、罰金以上の刑に処せられた者であるので、交代させること。	C
	二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。		施設長は、心身に問題があるので、交代させること。	C
	三 心身ともに健全な者であること。	女性自立支援施設基準条例第3条	施設長は、暴力団員等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるので、交代させること。	C
	施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないか。			
4 設備の基準				
(1) 施設の配置、構造及び設備	女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項について十分考慮されているか。	女性自立支援施設最低基準第4条	女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項について十分考慮されていないので改善すること。	B
(2) 耐火建築	女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	女性自立支援施設最低基準第11条第1項	入所者の日常生活のために使用する建物が、耐火建築物又は準耐火建築物でないので是正すること。	C

女性自立支援施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 設備	<p>女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けているか。</p> <p>一 事務室 二 相談室 三 宿直室 四 居室 五 集会室兼談話室 六 静養室 七 医務室 八 作業室 九 食堂 十 調理室 十一 洗面所 十二 浴室 十三 便所 十四 洗濯室 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>	女性自立支援施設最低基準第11条第3項	女性自立支援施設最低基準に定める必要な設備を設けていないので、是正すること。	C
(4) 居室の床面積	居室の入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9㎡以上であるか。	女性自立支援施設最低基準第11条第4項	居室の入所者一人当たりの床面積が、収納設備等を除き、9.9㎡を下回っているのは是正すること。	C
	居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けられているか。		居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けられていないので是正すること。	C
	寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けているか（ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。）。		居室に、寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けていないので改善すること。	B
(5) 相談室	相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。		相談室に、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられていないので改善すること。	B
(6) 医務室	医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えているか。		医務室に、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えていないので是正すること。	C
(7) 食堂及び調理室	食堂及び調理室には、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じているか。		食堂及び調理室に、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じていないので是正すること。	C
(8) その他の設備	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。		その他に必要な設備を設けていないので、是正すること。	C
	火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか。			C

女性自立支援施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
5 処遇				
(1) 居室入所人員	一の居室に入所させる人員は、原則として1人としているか。 (監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援に必要と認められる場合は、定員を2人以上とすることができる)	女性自立支援施設最低基準第13条	一の居室に入所させる人員は、原則として1人とする こと。	C
(2) 教養の向上、レクリエーション等	教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をしているか。	指導監督徹底通知5(4)ウ前段	教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をすること。	B
(3) 被服等の支給	被服等に困窮している困難な問題を抱えている女性に対して、被服等を支給しているか。	女性支援事業実施要綱4(5)⑥	被服等に困窮している困難な問題を抱える女性に対して、被服等を支給すること。	B
(4) 利用者と施設職員との円滑な人間関係	利用者と施設職員との相互の円滑な人間関係を確保しているか。	指導監督徹底通知5(4)イ	利用者と施設職員との相互の円滑な人間関係を確保すること。	C
(5) 危害の防止及び防災	入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されているか。	女性自立支援施設最低基準第4条	入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されていないので是正すること。	C
(6) 困難な問題を抱える女性の人権尊重	困難な問題を抱える女性の支援にあたり、その女性の年齢、国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重した扱いをしているか。	女性支援事業実施要綱5(4)	年齢、国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重した扱いをすること。	C
(7) 困難な問題を抱える女性の安全、守秘	困難な問題を抱える女性の支援にあたり、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしているか。		困難な問題を抱える女性の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすること。	C
(8) 健康診断	入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	女性自立支援施設最低基準第17条第1項	毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。	C
(9) 清潔	居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしているか。	女性自立支援施設最低基準第17条第2項	居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にすること。	B
(10) 飲食の衛生的管理	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。	女性自立支援施設最低基準第17条第3項	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に管理すること。	C
(11) 医薬品等の管理	医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行っているか。		医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行うこと。	C
(12) 苦情への対応	入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しているか。	困難女性支援法第7条	入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すること。	B
6 自立の支援等				
(1) 私生活の尊重	入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学)に関する支援等を行っているか。	女性自立支援施設最低基準第14条第1項	入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学)に関する支援等を行うこと。	C

女性自立支援施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 日常生活に関する規程	入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活（起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項）の考え方を示しているか。	女性自立支援施設最低基準第14条第2項	入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立のに向けた意向を十分に踏まえたうえで、施設における基本的な共同生活（起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項）の考え方を示すこと。	B
(3) 自立促進計画	入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しているか。	女性自立支援施設最低基準第14条第3項	入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成すること。	C
(4) 同伴児童への支援	入所者に同伴児童がいる場合、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われているか。	困難女性支援法第12条の3	当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うこと。	C
7 給付金として支払を受けた金銭の管理				
(1) 給付金の区分管理	入所者に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む）をその他の財産と区分して管理しているか。	女性自立支援施設最低基準第18条の1・2	入所者に係る給付金及びこれに準ずるもの及びこれらの運用により生じた収益をその他の財産と区分して管理すること。	B
(2) 給付金の利用	入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。		入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。	C
(3) 寄附金の強要	施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、また、これを不正に使用していないか。	指導監督徹底通知5（4）工前段	施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要しないこと。	C
(4) 利用者負担	施設負担としている利用者の日常生活用品等について、利用者から実費徴収等を行っていないか。	困難女性支援法第20条の4・5	施設会計で負担すべき経費を利用者に負担させないこと。	C
(5) 利用者からの預り金	施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理を行っているか。	指導監督徹底通知5（4）工後段	施設利用者からの預り金について、適正に保管及び処理を行うこと。	C
(6) 入所者に係る金銭の帳簿の整備	入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	女性自立支援施設最低基準第18条の3・4	入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。	B
(7) 退所時の金銭返還	入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に返還しているか。		入所者に係る金銭を退所時に、速やかに返還すること。	C
(8) 遺留金品	遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管しているか。又は、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管しているか。	女性支援事業実施要綱5（2）	遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管等すること。	B
8 関係機関との連携				

女性自立支援施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(1) 関係機関との連携	女性相談支援センター、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び女性相談支援員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しているか。	女性自立支援施設最低基準第19条	女性相談支援センター、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び女性相談支援員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携すること。	C
(2) 他の社会福祉施策機関との連携	他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と調整した上でやっているか。	女性支援事業実施要綱5(1)	他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と調整した上で行うこと。	B
9 女性自立支援施設の設置者に関する基準				
暴力団員等の支配排除	女性自立支援施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないか。	女性自立支援施設基準条例第6条	暴力団員等の支配を断固排除すること。	C
11 事故防止対策				
(1) 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を策定しているか。	困難女性支援法第5条	非常災害に関する具体的計画を策定すること。	C
	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	困難女性支援法第5条の2	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	
(2) 安全計画の策定等	入所者の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等お研修及び訓練、その他安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定しているか。	困難女性支援法第6条	安全計画を策定すること。	C
	職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的実施しているか。	困難女性支援法第6条の2	職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。	C
	定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	困難女性支援法第6条の3	定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	B